

西東京市選挙管理委員会告示第4号

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数(合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数)を、同条第30項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和8年6月1日

西東京市選挙管理委員会

28,629人